資料３

文化審議会に対する文部科学大臣の審議要請（令和３年８月 23 日）
＜概要＞

（これまでの経緯）

○　文化審議会では、平成 29 年の諮問を受け、第一次答申をとりまとめ。その結果、文化財の保存活用のための地域計画などの制度改正がなされ、地域における文化財保存活用の動きが活性化。

本年には、企画調査会の報告を踏まえて、無形の文化財に登録制度が設けられ、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備された。

（文化財の保存に係る課題）

○　一方、文化財を後世に確実に継承していくには適切な保存を図ることが重要であるが、修理技術者の高齢化や後継者不足により文化財保存技術が断絶の危機にあるほか、天然素材から作られる用具や原材料が入手困難な状況にある。

（審議要請の趣旨）

○　こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保・支援等のための５か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところ。

本件は、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、平成 29 年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあるため、改めて審議を再開すべく、審議要請をするもの。

（主に検討をお願いしたい事項）

○　特に、次の事項について審議いただきたい。

①文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方
②文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
③その他持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進、埋蔵文化財の制度の検討）

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

令 和 ３ 年 ９ 月 ９ 日
文化審議会文化財分科会決定

１．設置の趣旨

文部科学大臣の審議要請（令和３年８月２３日）を踏まえ、文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査するため、文化審議会文化財分科会運営規則第２条第２項の規定に基づき、文化財分科会に企画調査会を設置する。

２．調査事項

(1) 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方
(2) 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策
(3) 持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達の促進）
(4) その他

３．企画調査会の構成

分科会長が指名する専門委員により構成する。

文化審議会文化財分科会企画調査会委員名簿

（50 音順・敬称略）

○	大野　敏	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
	川野邊　渉	東京文化財研究所客員研究員
	小林　真理	東京大学大学院人文社会系研究科教授
○	近藤　都代子	東京藝術大学美術学部非常勤講師
◎	根立　研介	京都大学大学院文学研究科教授
	野川　美穂子	東京藝術大学音楽学部非常勤講師
	山本　記子	国宝修理装潢師連盟理事長

◎：企画調査会長　○：企画調査会長代理

文化審議会文化財分科会企画調査会の開催状況について

第１回　10 月 25 日（月）15:30～17:00

委員自由発言

有識者ヒアリング

- 株式会社小西美術工藝社　代表取締役社長
  一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会　代表理事
  デービッド・アトキンソン氏

【主な発表内容】
- 文化財の修理技術の継承のためには、仕事量の確保と適切な給与が不可欠。
- そのためには入札制度が重要であり、選定保存技術保存団体や準会員（技能者）の使用を義務付けるような入札条件及び技能認定制度の整備が必要。

【主な委員意見】
- 修理の事業化のためには、技術者だけでなく、施工管理もできるような人材を育てていくことが必要。
- 建造物については経済システムが機能する余地が大きいが、美術工芸品分野では、例えばドブネズミ（クマネズミ）の皮は必要不可欠だがその年間必要量としては 20 匹程度であるなど、必ずしも状況が同じではないことに留意が必要。
- 選定保存技術の保持者について、同じ技術の保持者の追加認定が難しいが、安定的な担い手の存続のためには２人以上必要となるケースもある。
- 分野ごとに課題の違いもあり、具体的な需給計画をどのように立てていくかを考えることが必要。
- 文化財の保存と活用の循環を創りだしていくことが重要。そのためには、例えば芸能であればその実演を見たい人を増やしていくことがまず必要。

第２回　11 月 8 日（月）15:30～17:00

有識者ヒアリング（選定保存技術（有形文化財）関係）

- **東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理（文化財調査担当）　原　眞麻子　氏**
- **伝統技術伝承者協会理事長　松田　聖　氏**
- **選定保存技術（漆工品修理）保持者　北村　繁　氏**
- **日本伝統建築技術保存会会長　鳥羽瀬　公二　氏**

質疑応答・自由討議

【主な発表内容】

＜原氏＞

・選定保存技術保持者個人が補助金等の事務を処理することは極めて困難であり、行政等の支援が必須。

・地方自治体指定文化財の修理事業を拡大するため、自治体を含む文化財保護経費の分析や、管理団体の民間への移行などの対応が必要。

＜松田氏＞

・技術者の事業者の中には零細な事業者が一定数存在する。当協会会員の約３割に後継者がおらず、後継者育成が出来ているのは一定の売上げ以上の事業者に限られている。

・分野を問わず、入手困難である用具・原材料が多数存在する。

＜北村氏＞

・後継者育成、技術の錬磨のためにも、適正な技術料金の検討や修理事業の拡大が必要。

＜鳥羽瀬氏＞

・木材の供給に関しては、流通や市場価格の状況などを調査し、長期的な視野で取り組むべき。

【主な委員意見】

・技術者に対して重要な仕事をしていることへの対価をしっかり払うという世論を作っていくことが必要。

・保存団体として、組合、協会といった団体があり、個人をサポートすることができる。こうした団体に対して、事務処理経費の支援等ができないか。

・中立的に保持者等と親密な関係性を築ける文化財コーディネーターが必要ではないか。

・各分野で不足していると言われる原材料でも、集約すれば事業として成立するものもある。

・原材料確保のための助成について、行政による購入という方法もあるが、使用者が満足する質が確保できるか。

・保護を図る技術や原材料の優先順位の見極めが必要。そのためには需要を把握・予測することが重要。

第３回　12 月 6 日（月）15:30～（90 分）

有識者ヒアリング（選定保存技術（無形文化財）関係）

- **京都府文化財保護課係長　福島孝行氏**
- **美濃和紙の里会館館長　清山健氏**
- **金沢金箔伝統技術保存会会長　松村謙一氏**
- **独立行政法人国立文化財機構　東京文化財研究所**
  無形文化財研究室長　前原恵美氏

質疑応答・自由討議

【主な発表内容】

＜福島氏＞

・技術の継承は、技術者の親族が担うことが多く、現在は高齢者から高齢者への継承が多く行われているが、若い世代への技術継承ができるような環境を整えるべき。

・生業として成り立つことがまずは重要。そのためには、安定した需要や需要の見通しが大切。

＜清山氏＞

・需給の安定化のため、保存会や行政による備蓄などの緩衝材となる制度が必要。

・美濃市では、「本美濃紙後継者育成基金」を設け、平成 27 年度から毎年 300 万円程度を積み立てているが、そうした取組を拡大していくことができないか。

＜松村氏＞

・まずは、技術者自らが技術伝承について考え、行動していくことが必要。そうした主体的で真に必要な取組を、行政の支援が後押ししていくことが求められる。

＜前原氏＞

・今後、保存技術の後継者については、小規模な家族経営と一定の需給変動に耐えうる会社組織とに二極化していくのではないか。芸能の場合、その中で、プロである実演家と愛好家の両方のニーズに応えていくことが必要。

・現在入手困難な材料にも状況には違いがあり、段階に応じて、代替材料の模索などに適切に取り組むことが必要。

【主な委員意見】

・需要を束ねることにより、一定の規模になる。コーディネートのできる人材が必要。

・他の文化財の分野に知見の深い、全体を見渡せる文化財マネージャのような人材が必要。研修会などを実施してはどうか。

・生産者に加え、多様な役割を担う楽器店や教育など業界全体の視点からの取組が必要。

第４回　12 月 20 日（月）15:30～（90 分）
有識者ヒアリング（原材料関係）
質疑応答・自由討議

- 国宝修理装潢師連盟代表理事　山本記子氏（企画調査会委員）
- 茨城県新ひたち野農協ネリ部会　田上敏江氏
- 北海道標津町農林課係長　長田雅裕氏
- NPO 法人丹波漆理事長　髙橋治子氏
- 東京大学大学院農学生命科学研究科教授　斉藤幸恵氏

（以下、今後の予定）

令和４年　２月中旬～
第５回　　自由討議

・・・

５月頃
中間まとめ

年末
最終まとめ

参考資料１

文化審議会の委員の皆様におかれましては、日頃より文化行政について精力的に審議いただいており、深く感謝申し上げます。

これまで、文化審議会では、平成 29 年の諮問を受け、同年末に第一次答申をまとめていただきました。これに基づき、平成 30 年には、文化財の保存活用のための地域計画を法制化するなどの制度改正がなされ、来年度には地域計画の総策定件数が 100 件を超える見込みであるなど、地域における文化財保存活用の動きが活性化してきています。

また、昨年から本年にかけて開催いただいた企画調査会の報告書を踏まえて、先般、文化財保護法が改正され、無形文化財、無形民俗文化財の登録制度が設けられるとともに、地方登録制度が法制化されるなど、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備されてきました。

一方で、特に建造物や美術工芸品などの有形文化財は、経年劣化が避けられず、文化財を後世に確実に継承していくためには、定期的に修復工事を行うなど適切に保存を図ることが重要ですが、修理技術者の高齢化や後継者不足により、その要となる文化財保存技術の多くが断絶の危機を迎えています。

加えて、文化財の修理や芸能・工芸技術といった無形文化財の「わざ」の継承のためには、天然素材から作られる原材料や特別な用具が不可欠ですが、修理技術者同様、生産者の減少等により、入手困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保及び支援、適切な周期での文化財修理のための５か年計画（令和４～８年度）として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとし、具体的な検討に着手したところです。

この具体化に当たっては、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であり、また、本件については、平成 29 年の諮問のうち継続審議となっている事項でもあることから、改めて審議を再開していただきたく、審議要請をするものです。

今後の審議においては、特に、３つの観点から検討をいただきたいと考えています。

まず、文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方についてです。担い手の確保や後継者の養成の在り方等に関して、大学や地方自治体等との連携を含め、その支援の方策等について、御審議いただきたいと考えています。

第二に、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策についてです。文化財の保存に必要な用具や原材料等の需給状況や流通状況等を分析するとともに、これらの分析を踏まえた安定確保のための制度的対応など、用具や原材料等の確保の方策について御審議いただきたいと考えています。

第三に、その他持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応についてです。特に有形文化財の適切な保存のためには、適正な周期での修理が欠かせませんが、文化財修理など保存のための取組と活用との好循環を推進する支援の在り方や、寄附を含め多様な資金調達を促進する仕組みの検討について御審議いただきたいと考えています。また、埋蔵文化財制度に関しても、検討をお願いします。埋蔵文化財の制度は、昭和 50 年に現在の制度が整えられ、その後、平成 12 年に地方分権の観点から国の権限を都道府県等へ移譲する対応を行ったところです。その後の埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について、検討をお願いしたく思います。

以上が、今回の審議要請の趣旨・内容となります。

積極的な御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和３年８月 23 日

文部科学大臣　　萩生田　光一

文化財の匠プロジェクト（素案）概要

参考資料２

文化庁

文化財修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援、適切な周期での修理のための５か年計画（令和４～８年度）

持続可能な保存体制の完成

原材料・用具の生産、製造

和紙の原料コウゾ

絵画・書跡の修理用具・材料

安定生産のため支援分野を拡充
5分野（R3）→25分野（R8）
関係省庁と連携した取組みの推進
安定的な生産のための制度的検討

表具用手漉和紙（美栖紙）製作

錺（かざり）金具製作

能装束製作

漆刷毛製作

重要無形文化財（芸能）「能楽」

重要無形文化財（工芸技術）「輪島塗」

文化財の修理・保存、活用

京都国立博物館修理所

修理工房

文化財修理センター(仮称)の設置検討
基本計画（R4）→事業化（R8）

装潢修理技術

檜皮葺の技術

選定保存技術の保持者・保持団体の拡大
58人・34団体（R3）→80人・47団体（R8）

後継者自立支援のための研修手当を拡充
（プラス100万円を支給）

修理調査員(仮称)の配置
30人（非常勤）（R4）

修理周期の適正化と事業規模の確保

年間修理事業件数（予算ベース）	令和３年度	令和８年度
建造物（木造）	１４８件	１６１件
美術工芸品	２５５件	２８０件
史跡等	３６３件	４９５件

現在の修理周期（年間事業件数（予算ベース））
建造物（木造）：維持修理41年、根本修理200年
美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等整備：概ね45年

適正な修理周期に基づく年間修理件数（予算ベース）
建造物　　：維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品：概ね50～100年（材質による）
史跡等整備：概ね30年

防火・耐震対策の推進
国土強靭化計画等に沿った対策の推進
防火：27件（R3）→147件（R8）
耐震：38件（R3）→169件（R8）
※令和２年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）

多様な資金調達を促進する仕組みの検討